

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

※当院にてCPAP療法を実施をしている患者様に対して算定している管理料の変更

	(旧)		(新)
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2	250点	→	240点

注意)

受診した月の前月から過去3ヶ月の間、全ての月で1日平均の使用時間が1時間未満のである場合、管理料の算定はしません。(CPAP療法を開始してから3月以内の患者様はこの限りでない。)

※在宅療養指導管理材料加算は算定できる

(新)

在宅持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 15点

①定期的なモニタリング体制

・CPAP対象患者様について使用時間(着用状況)や無呼吸低呼吸指数(AHI)等が遠隔データ等でモニタリング可能な機器を活用し定期的に確認を行っています。

②適切な指導管理とカルテ記載

・モニタリングで得た情報をもとに患者様ごとに適切な指導管理(装置方法の指導、生活指導、設定の見直し等)を行い、1日平均使用時間を診療録(カルテ)に記載します。

③「4時間×20日×4割」の実績要件(直近3ヶ月に実績

・保険医療機関で管理しているすべてのCPAP患者様の「延べ管理月数」のうち「1日の使用時間が4時間以上の日が月に20日以上ある月数」の割合が40%以上あることを確認しています。